

工事に係わる設計単価について

標記に係わる材料等設計単価については、長野県建設部ほかの「令和6年度実施設計単価表」及び建設物価(財団法人建設物価調査会)及び積算資料(財団法人経済調査会)に掲載されている価格(以下、刊行物という。)によるほか、下水道課がメーカー、商社等から見積書を徴収し、下記のとおり採用単価(一部施工費を含む)を決定しています。

なお、見積聴取先は非公開であり、設計図書において明示されている条件を満たすものであれば、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

また、下記に明記の無い資機材は、県実施単価・市下水道工事積算単価(R6.06.1適用)及び刊行物等に記載されている価格及び基礎価格を用いて積算を行っています。

記

【賃料・損料・材料】

[illegible]